平成２９年（再イ）第７号

三重県伊賀市桐ケ丘８丁目254番地

再生債務者　太田　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月27日　津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（再イ）第６５号

大阪府岸和田市磯上町６丁目11番21号

再生債務者　古川　一人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第８号

島根県松江市浜乃木７丁目３番21―202号

イーストコーポ

再生債務者　荒金　章

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月27日　松江地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成30年１月17日　愛知県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　氏名及び本籍地　山脇　宏記、愛知県

⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア　中学校教諭１種免許状　社会、平16中１第1472号、平成17年３月31日、静岡県教育委員会

イ　小学校教諭１種免許状、平18小１第0794号、平成19年２月28日、愛知県教育委員会

2　失効年月日　平成29年12月22日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年１月17日　奈良県教育委員会

1　氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者

中嶋　宣和、奈良県

⑴　小学校教諭一種免許状、東京都教育委員会

⑵　幼稚園教諭一種免許状、東京都教育委員会

2　失効年月日　平成29年11月２日

3　失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～60歳代の人相・体格不明の完全白骨化の男性、着衣は紺色作業服上下、緑色長袖セーター、白色系ポロシャツ

上記の者は、平成29年７月15日午前11時頃、北海道苫前郡初山別村字栄２番地付近原野内で発見された。死亡推定、死後10年以上経過。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は初山別村字初山別法泉寺に保管してありますので心当たりの方は、当村住民課まで申し出てください。

平成30年１月17日

北海道　苫前郡初山別村長　宮本　憲幸

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～50歳くらいの男性、下半身のみで着衣は黒色ズボン、トランクス、靴下、所持品なし

上記の者は、平成29年12月９日、三陸町吉浜字扇洞地内の岩場において、うつ伏せ姿勢で発見されたものです。

遺体は当市において火葬に付し、遺骨を仮安置しておりますので、お心当たりの方は当市福祉事務所までお申し出ください。

平成30年１月17日

岩手県　大船渡市長　戸田　公明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢等不詳

上記の者は、平成29年１月26日午前10時20分頃、宮城県石巻市雄勝町大須147番地の２所在の大須埼灯台から真方位67度11.9海里付近海域（北緯38度35.865分、東経141度46.630分）において、底びき網漁船第五十八漁栄丸が底びき網を揚網したところ、同網内に頭蓋骨一体として発見された。

死亡者の性別は女性と推定され、年齢は中年層を中心とした年齢層と推定される。

遺体は火葬に付し、遺骨は石巻市無縁故者納骨堂に安置してありますので、心当たりの方は石巻市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成30年１月17日

宮城県　石巻市長　亀山　紘

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20～30歳代程度の男性、全長約181㎝、着衣は長袖ポロシャツ、半袖シャツ、所持品なし

上記の者は、平成29年12月20日午前10時15分、秋田県にかほ市飛字飛ヶ崎141番地２、飛のくずれ公衆トイレから北東約550メートルの波打ち際にて発見されました。遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成30年１月17日

秋田県　にかほ市長　市川　雄次

農業協同組合法第64条の２及び法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合又は農事組合法人であって、本日現在において、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合又は当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農業協同組合又は当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成30年１月17日

群馬県知事　大澤　正明

記

寺社原牧野農業協同組合

群馬県吾妻郡中之条町大字山田3131番地

引沼牧野農業協同組合

群馬県吾妻郡中之条町大字入山1647番地

農事組合法人芳賀肉牛団地組合

群馬県前橋市鳥取町829番地の１

農事組合法人赤堀町肉牛肥育組合

群馬県伊勢崎市市場町一丁目24番地

農事組合法人赤城畜産団地組合

群馬県渋川市赤城町勝保沢712番地の２

農事組合法人芝根ブロイラー組合

群馬県佐波郡玉村町大字川井915番地

農事組合法人にしきの組合

群馬県佐波郡玉村町大字上之手880番地の２

農事組合法人飯塚酪農組合

群馬県佐波郡玉村町大字飯塚271番地

農事組合法人箱石セルリー組合

群馬県佐波郡玉村町大字箱石92番地

農事組合法人後箇セルリー組合

群馬県佐波郡玉村町大字後箇62番地

農事組合法人下之宮セルリー組合

群馬県佐波郡玉村町大字下之宮543番地

農事組合法人乾谷稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市西大室町356番地

農事組合法人富田畑かん組合

群馬県前橋市富田町812番地

農事組合法人富田上組稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市富田町890番地１

農事組合法人北宿稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市西大室町1752番地の３

農事組合法人原第二稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市富士見町原之郷528番地の１

農事組合法人原第一稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市富士見町原之郷1639番地の１

農事組合法人三夜沢稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市三夜沢町162番地

農事組合法人東部稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市鼻毛石町1453番地４

農事組合法人粕川ブロイラー組合

群馬県前橋市粕川町深津1358番地

農事組合法人上毛新茸生産組合

群馬県前橋市関根町三丁目６番地２

農事組合法人新井稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市滝窪町1033番地

農事組合法人白草稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市滝窪町1339番地５

農事組合法人正治稚蚕共同飼育組合

群馬県前橋市堀越町428番地